

# 緑の守り手認定事業者制度の創設

～各地域で誇りを持って事業を継続していただくための認定制度～

## 概要

各地域の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、広く地域住民等に認知されるよう認定する制度。

【森林土木事業者の地域における役割・貢献】  
治山・林道施設の整備や維持管理の担い手



- ・平常時：国土緑化活動、ボランティア活動等
- ・災害時：緊急応急工事（災害対応活動）等

これらの活動は山間奥地で行われていることが多く、広く地域住民等に認知されていない。



「地域を支える担い手」のひとりとしてなくてはならない重要なパートナー



緑の守り手認定事業者制度を創設



## 認定項目

継続貢献（森林土木）  
災害対応活動  
国土緑化活動  
ボランティア活動  
若手技術者確保  
・育成への取組  
ICT施工



過去の取組実績をもとに認定

## 認定方法

森林管理局長

申請

森林土木事業者

認定

### 【広報活動】

HP等を活用した制度の周知・認定事業者名の公表、地方公共団体への情報提供等を実施

- ・プラチナ  
(認定項目の全てで認定あり)
- ・ゴールド  
(認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて4～5)
- ・シルバー  
(認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて2～3)

< 認定の有効期間 >  
認定された日が属する年度の翌々年度末まで

